

理由へ労働階級が資本家階級に對抗してストライキ等當然の権利を行使し得るは、支那階級は暴圧を、その他は評議を以つて、條件を改悪するに對しては均等、漸進的の拒絶、一反復の條件に對しては均等の停止を行ふ時、暴圧、平穏とは、同一の事

と。階級を通じて罷業権を以て拒絶するは、同一の事ではない。
六、帝國主義階級に於ける職権、同一産業内に於いて労働條件を改悪すは、若くは改善せんとする階級の努力、同一産業に於ける労働者全部が起ちあつて階級に非ずば絶対の勝利を得る事はない。

例へば今回行われしものは、ある種の如く階級に對しては、始終全産業の労働者が起つて階級と対峙し、勝利がある。次理由に於いて同一産業の總罷業又は全産業の總罷業の獲得を期す。

一、争議に際して、新門、談判の自由たること。
二、見張りの自由たること。
三、ストライキに際し組合の指令の自由
四、その他ストライキが完全に行へる様子の自由

一、無産階級全体が凡ゆる場合、凡ゆる場所から主張し実行する事
二、無産階級全部の共同ストライキとすること
三、階級を通じて階級を取ること。

以上。

不当檢束・不当留置無罪者に對し

國家賠償要求の件

提案 本 部
說明 井上良二

主文 吾等は國家及びに基く不当檢束、不当留置、並に懲罪者に對し國家は當然の責任と賠償を支払ふ義務あるを認め之が要件となる。

理由 國家及びを直接民衆の上にのしかける官憲の檢事は徒に之の職権を濫用して、吾等行動を妨害するのみならず、並に其に不当檢束、不当留置をなし、又は全然懲罪の必しを求め、縛りて留置し、

刑罰の猶果無罪とするもの數多し。刑に民衆は社会的制裁と精神の打撃の上に職を奪はれ、家族は生活に窮する。是れ一完全の體に諸共に致命に類する。

吾等は斯くの如き不法行刺に對し共に國家を對してその賠償を要求するもの心ある。

実行方針

1. 全民衆本部を通じて議會に提出せしめる採擧力をもつこと。
2. 賠償の具體的請求は党執行部に委任すること。
3. 他の社会主義の獲得と結び附する方針をもつこと。